政令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成三十年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十二年四月一日とする。

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉**川　貴盛
内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十六号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成三十年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十五条）
第二章　経過措置（第十六条―第十九条）
附則

第一章　関係政令の整備

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第一条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「特例年金給付」を「特例一時金」に改める。

第一条第一号中「、旧農林共済法」及び「、昭和六十年農林共済改正法」を削り、「、旧農林共済組合員期間又は旧農林共済組合」を「又は旧農林共済組合員期間」に、「附則第二条第一項各号」を「附則第二条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号まで」に改め、同条第二号中「退職共済年金、」を削り、「、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金」を「又は特例年金給付」に、「附則第二条第二項各号」を「附則第二条第二項第二号又は第四号」に改め、同条第三号中「、特例年金給付、旧農林共済組合員期間等」を削り、「若しくは第四項、第四十四条第一項又は第四十七条第一項」を「又は第三十条第一項」に改め、同条第四号中「特例退職共済年金、」、「、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金」及び「、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例老齢農林年金」を削り、「平成十三年統合法附則第三十一条から第四十六条までにおいて」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号。以下「平成三十年改正法」という。）による改正前の平成十三年統合法附則第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十五条第一項又は第四十六条第一項に」に改める。

第三条の見出しを「（廃止前農林共済法の規定の技術的読替え）」に改め、同条中「附則第二十五条第五項」を「附則第三十条第七項」に改め、「第二十五条の二第十二項を除き、」及び「並びに平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（以下単に「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）」を削り、「次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に」を「廃止前農林共済法第十三条中「組合」とあるのは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第一項の規定によりなお存続するものとされた農林漁業団体職員共済組合（以下「組合」という。）」と」に改め、同条の表を削る。

第四条及び第五条を次のように改める。

（特例一時金の併給の調整に関する規定）

第四条　平成十三年統合法附則第三十条第八項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　廃止前農林共済法第二十三条の二

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十八条（昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）

三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）第七十四条（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の二の二第七項、第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項及び第四項、第十二条の六の二第八項、第十二条の七の二第三項、第十二条の七の三第三項及び第五項並びに第十二条の八第四項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）